

生協わかばの里 介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する生協わかばの里 介護老人保健施設（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態または要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

(指定通所リハビリテーションの運営の方針)

第2条 事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの運営の方針)

第3条 介護予防サービスを提供する際の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 運動機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとするものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生協わかばの里 介護老人保健施設
- (2) 所在地 名古屋市北区城東町五丁目114番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 医 師 1名以上
 - 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 2名以上
 - 介護職員 6名以上従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日までとする。ただし、8月15日および12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時から午後4時15分までとする。
午前10時から午後1時05分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は以下のとおりとする。

定員 1単位目64人 2単位目 10人

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割もしくは3割の額とする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴（通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に従い、該当者に実施させていただきます）
- (3) 昼食（原則全員に提供させていただきます）
- (4) リハビリテーション
- (5) 健康チェック（血圧、体温測定など）
- (6) アクティビティ
- (7) その他

2 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割もしくは3割の額とする。

3 食費は、570円を徴収する。

4 日常生活および行事において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は別表の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

- (3) 時間に遅れた場合は、送迎および入浴サービスが受けられない場合がある。
- (4) 当日の欠席は、午前8時30分までに連絡すること。それ以降の欠席、早期帰宅の際は食事代の570円を徴収する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に年1回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は職員の資格的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 5月1日から施行する。

この規定は、平成19年 5月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成20年 4月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成21年 6月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成21年 7月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成22年 6月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成23年 6月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成24年 6月1日より一部改定施行する。

この規定は、平成２４年　７月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成２５年　４月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成２６年　６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成２７年　４月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成２８年　６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成２９年　６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、平成３０年　６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和１年　６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和１年１０月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和２年６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和３年６月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和３年１２月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和４年１１月１日より一部改定施行する。
 この規定は、令和６年１０月１日より一部改定施行する。

通常の事業の実施地域別表

北区	上飯田北町、上飯田東町、上飯田西町、上飯田南町、八竜町、御成通、平安、平安通、山田西町、山田、山田町、山田北町、矢田町、下飯田、尾上町、織部町、若葉通、芦辺町、石園町、紅雲町、彩紅橋通、東水切町、東長田町、東大杉町、大曾根、杉村、芳野、大杉、大杉町、長田町、水切町、生駒町、城東町、大蔵町、神明町、中杉町、清水、柳原、志賀本通、猿投町、垣戸町、憧幡町、木津根町、竜ノ口町、辻町、真畔町、辻本通、長喜町、大野町、天道町、金田町、安井、川中町、安井町、米が瀬町、鳩岡町、萩野通、志賀町、黒川本通、稚児宮通、志賀南通、田幡、金城、城見通、敷島町、駒止町、元志賀町、西志賀町、平手町、八代町、田幡町、中丸町、金城町、浪打町、水草町、野方町、福德町、榊形町、中切町、成願時町、名城、光音寺
東区	全域
西区	樋ノ口町、城西、堀端町、数奇屋町、上名古屋、秩父通、城北町、貝田、天塚通、浄心、浄心本通、児玉、康生通、万代町、東岸町、笠取町、鳥見町、庄内通、香呑町、又穂町、江向町、稻生町、榊形町
中区	丸の内二丁目、丸の内三丁目